

## 「株式報酬に関する会計処理及び 開示の取扱いの整備について」<sup>1)</sup> に関して

Considerations for “Development of the Handling of the Accounting for and Disclosure of Stock-Based Compensation” by the Accounting Standards Advisory Council of the Financial Accounting Standards Foundation

山下克之\*  
YAMASHITA Katsuyuki

The Accounting Standards Advisory Council of the Financial Accounting Standards Foundation (FASF) is currently deliberating on the theme of the “Development of the handling of the accounting for and disclosure of stock-based compensation”.

This article discusses the “development of accounting standards for so-called stock-based compensation transactions involving contribution in kind,” which is the first area of deliberations by the Council on this theme, by focusing on the three issues of “the timing of the increase in share capital for before-the-fact delivery transactions”, “the amount of share capital for after-the-fact delivery transactions” and “share award rights for after-the-fact delivery transactions”.

Keywords: Stock-based Compensation, Contribution in Kind, Share Award Rights, Accounting Standards

---

\* 追手門学院大学経営学部  
Faculty of Management, Otemon Gakuin University

## I. はじめに

財団法人財務会計基準機構(以下、FASF)に設置されている基準諮問会議<sup>2)</sup>において「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」がテーマとして審議されている。

背景として、譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)のうち、2021年3月の改正会社法(2019年12月成立)施行前から存在するいわゆる現物出資構成による取引は、実務対応報告第41号<sup>3)</sup>では会計処理が対処されていないが、改正会社法施行後も引き続き多く見られる状況<sup>4)</sup>にあり、「類似の性質を持つ取引を整合的に財務諸表に反映できるよう、いわゆる現物出資構成による取引について、関連諸法規を考慮しつつ、実務対応報告第41号における取扱いと整合的な会計処理及び開示の取扱いの整備」を検討する必要性が指摘されている(第43回基準諮問会議資料((1)-2, 1-2))。

そして、テーマの詳細として「いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」、「現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発」、「インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発」が提案されている。

本稿においては、FASFおよびASBJでの審議の状況を整理するとともに、審議のうち先行して扱われている「いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」を取り上げる。そして、3つの論点とされている「事前交付型における資本金の増加時点」、「事後交付型における資本金の金額」、「事後交付型における株式引受権」について考察することで、今後、基準諮問会議において検討される「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」の議論に向けての一助とする。

## II. 議論の推移：基準諮問会議、企業会計基準委員会の議事録に拠る

### 1. 第43回基準諮問会議 2021年11月29日

FASFに設置されている基準諮問会議の第43回基準諮問会議において、日本公認会計士協会(以下、JICPA)より、審議事項として「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」がテーマ提案された。

(JICPAに拠るテーマ提案)<sup>5)</sup>

提案にて、ASBJにおいてこれまでインセンティ

ブ報酬に係る会計上の取り扱いが明らかにされてきた<sup>6)</sup>ものの、依然として会計基準等において会計処理の定めのないインセンティブ報酬の取引もあるとされている。加えて、譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)のうち、2021年3月の改正会社法施行前から存在するいわゆる現物出資構成による取引は、実務対応報告第41号では対処されていないが、改正会社法施行後も引き続き多く見られる状況にあると述べられている<sup>7)</sup>(第43回基準諮問会議資料((1)-2, 1))。

(具体的内容)

具体的内容として、類似の性質を持つ取引を整合的に財務諸表に反映できるよう、いわゆる現物出資構成による取引について、関連諸法規を考慮しつつ、実務対応報告第41号における取扱いと整合的な会計処理及び開示の取扱いの整備の検討が挙げられている。

その上で様々な新たな取引が生じている現在の環境においては、特定の取引に対処する実務対応報告の開発のみでなく、インセンティブ報酬に関わる会計処理の基本的な考え方を整理し、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」等、株式報酬全般を扱うように見直すことの必要性についての検討も挙げられていた。

加えて詳細として、「自社株型報酬に関する会計上の取扱いの必要性」、「現金決済型の株式報酬取引に関する規定の整備」、「新たなインセンティブ報酬スキーム等に対応した取扱いの策定」の3点が提案された。

(基準諮問会議の事務局の対応案)

これに対して、基準諮問会議の事務局より、以下の区分を行うとされた。(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発。そして、(1)の区分については、実務対応レベル<sup>8)</sup>のテーマ、(2)、(3)<sup>9)</sup>の区分については、会計基準レベルのテーマとされ、すべての区分、次回以降の基準諮問会議で議論することとされた。

(今後の議論の方向性)

今後の議論の方向性として、上記(1)については、実務対応専門委員会<sup>10)</sup>にテーマアップの評価を依頼し、論点の整理を行う。(2)については、会計基準レベルのテーマであるが、市場関係者に与える影響が限定的であり、かつ、(3)の会計基準に包含される

ことから、基準諮問会議事務局において(3)と合わせて論点整理を行うとされた。(1)、(2)、(3)すべて次回以降の基準諮問会議で議論するともされた。

なお、第43回基準諮問会議の後に開催された第469回企業会計基準委員会(2021年12月3日)において、上記の第43回基準諮問会議についての報告がなされ、基準諮問会議の事務局の対応とおりに進めることになった。

## 2. 第44回基準諮問会議 2022年3月2日

前回(第43回)提案されたテーマ「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関し、現状(2021年11月29日時点)の対応が以下のとおり報告された。

(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発については、実務対応専門委員会にテーマアップの依頼をしている。しかしながら、基準諮問会議事務局の検討の過程で、会社上の論点が識別され、その論点についての対応を検討していたことから、2022年3月までに実務対応専門委員会で審議は行われていないとの報告がされた。

そして、会社法上の論点を含む、基準諮問会議事務局の検討状況も報告された(報告内容については下記【現物出資構成による取引に関する会社法上の論点】)。なお、実務対応専門委員会でのテーマアップの評価及び基準諮問会議での議論については、基準諮問会議事務局による会社法上の論点の整理を行った後に開始することを予定しているとされた。

(2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発と(3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発については(1)を優先し、その後に基準諮問会議事務局において(2)と(3)を合わせて論点の整理を行い、次回以降の基準諮問会議で議論するとされた。

上記の報告について、基準諮問会議委員より以下の意見が出された(一部意見を抜粋し記載)。「(略)資本会計についての難易度の高い論点と認識しているが、株式報酬は、長期インセンティブとして持続的な成長の原動力となるもの(略)」、「いわゆる現物出資構成による取引の実務上の会計処理については、会社法上いわゆる労務出資の禁止に触れる可能性があるなど、違法な可能性のある会計処理であり、ASBJにおいていわゆる現物出資構成による取引の会計処理についてどうあるべきなのか、審議を進めていただきたい」。これらについて、企業会計

基準委員会に報告することとされ、第475回企業会計基準委員会(2022年3月11日)において報告がなされた。

### 【現物出資構成による取引に関する会社法上の論点】

基準諮問会議では、以下の論点が指摘されている(第44回基準諮問会議(1)-2II)。現物出資構成による取引に関して、経済産業省が公表している『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』(以下、経済産業省の手引き)<sup>11)</sup>によって示されており、現物出資構成による取引は、会社法上、株式の有償発行として取り扱われている。一方、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引」(以下、「無償交付取引」)は会社法上、株式の無償発行として取り扱われており、会社法及び会社計算規則において適用される規定が次頁の図表1のとおり異なるとされている。

第43回の諮問会議におけるテーマ提案では、「会社法第202条の2による取締役の報酬等として株式を無償交付する取引も、改正法施行前から存在するいわゆる現物出資構成による役員や従業員との取引も、職務執行の対価としては類似の性質を持つ取引と考えられる。会社に提供した役務の対価として当該会社の株式の交付を受けることができる権利を付与する点では同様の経済実態を有するため、会計処理についても同様の処理とすることが適切である」とされていた。

仮にいわゆる現物出資構成による取引の会計処理を、無償交付取引と同様とした場合、1)事前交付型における資本金の増加時点、2)事後交付型における資本金の金額、3)事後交付型における株式引受権の論点が生じると考えられるとの指摘がされている。

## 3. 第45回基準諮問会議 2022年7月20日

第45回基準諮問会議では、第44回基準諮問会議以降に開催された2022年5月11日の実務対応専門委員会における審議状況の報告があり、基準諮問会議の事務局より以下の分析が示された。

いわゆる現物出資構成による取引を無償交付取引と同様の会計処理とすることは、次に点で困難であると考えられ、テーマとして取り扱った場合の基準開発の実行可能性は低いとして、企業会計基準委員会の新規テーマとして採り上げるには至らないと考えられる。

図表1 会社法および会社計算規則において適用される規定

	いわゆる現物出資構成による取引	無償交付取引
株式の発行	<p>会社法第199条第1項 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一～二 (省略)</p> <p>三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額</p> <p>四～五 (省略)</p>	<p>会社法第202条の2第1項 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、(中略)当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 取締役の報酬等として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第199条第1項第3号の財産の給付を要しない旨</p> <p>二 (省略)</p>
資本金の額	<p>会社法第445条第1項 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした<sup>12)</sup>財産の額とする。</p> <p>会社計算規則第14条第1項 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合には、資本金等増加限度額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から(中略)を減じて得た額(零未満である場合にあつては、零)とする。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 法第208条第2項の規定により現物出資財産の給付を受けた場合にあつては、当該現物出資財産の法第199条第1項第4号の期日における価額(以下略)</p> <p>三～四 (省略) 則第14条第1項</p>	<p>会社法第445条第6項 定款又は株主総会の決議による第361条第1項第3号(中略)に掲げる事項についての定め(中略)に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。</p> <p>会社計算規則第42条の2第1項 法第202条の2第1項の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、当該募集株式を引き受ける取締役又は執行役が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該募集に係る株式の発行により各事業年度の末日において増加する資本金の額は、この省令に別段の定めがある場合を除き、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額(中略)とする。</p> <p>一 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額(零未満である場合にあつては、零)</p> <p>イ 取締役等が当該株主資本変動日までにその職務の執行として当該株式会社に提供した役務の公正な評価額</p> <p>ロ 取締役等が当該株主資本変動日の直前の株主資本変動日までにその職務の執行として当該株式会社に提供した役務の公正な評価額</p> <p>二 (省略)</p>

※第44回基準諮問会議資料からの抜粋

事務局の分析のなかで困難であるとした理由として、以下の2点が挙げられている。事前交付型における資本金の増加時点に関しては、会社法により増加する資本金の金額や時期が定められていることから、無償交付取引と整合的な会計処理を前提とした会計基準の開発は困難である。事後交付型における払込資本の測定に関しては、現物出資構成による取引において増加させる資本金等は、取締役等の報酬額および金銭報酬債権の金額が会社法に基づき各企業において決定されることから、会計基準において払込資本の増加額の算定方法をあらかじめ定めることは困難である。

事務局の分析に対して、実務対応専門委員会では、次の意見があったとされている。実務対応報告第41号と同様の会計処理をすることが難しい点は理解したが、同様の会計処理の基準開発をするのでは

なく、現物出資構成による取引の会計処理がどうあるべきかという点で会計基準を開発することが可能か否か評価してほしい。また、既に1,000社程度で行われてれている、現物出資構成の取引に対する会計基準がなく、経済産業省の手引きに依って実務が行われていることは不安定であり、テーマ提案では実務対応報告第41号と同様の会計処理をすべきと提案しているが、同様の会計処理をすることが目的でなく、あるべき会計処理を検討し、基準開発をしてほしい。なお、その後の実務対応専門委員会において現行の会社法の定めを前提としたあるべき会計処理について、再度審議を行っているとのことである。

そして、第45回の基準諮問会議では、実務対応報告第41号と同様の取扱いを設けることが困難であることを理解する意見多く、あるべき会計処理においては、方向性や対象とする範囲等に関して、意見が

様々であり、合意は得られていないとある。なお、基準諮問会議における議事要旨では、「基準開発の難易度が高いことは理解しているが引き続き検討していただきたい」、「現物出資構成の取引が実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の適用範囲に含まれると誤解している状況も見受けられる」、「本件が会計基準に先んじて示される一定の文書により、会計処理の実務慣行が定着するという先例になってしまうか懸念しており、基準開発のニーズはある」、「その他の開発案件もある中で、実務対応専門委員会のリソースについて心配している」等。これらについて、第484回企業会計基準委員会（2022年8月1日）において報告がなされた。

なお、続く第46回基準諮問会議（2022年11月29日）では、第45回までの内容につき報告がされたのみで、今回の基準諮問会議で新たに報告すべき内容はないとされた。第492回企業会計基準委員会（2022年12月6日）でも、前回の諮問会議以降で、追加の報告はない旨が説明された。

### Ⅲ. 事前交付型における資本金の増加時点の論点

第44回基準諮問会議の(1)-2Ⅱの5項(1)において、「会社法上では、サービスを取得する前の株式発行時点において資本金の額が増加することから、無償交付取引と同様の会計処理をすることとした場合、会社法上整理が必要となると考えられる」とされている。

以下、図表2にて経産省の手引きにおける「いわゆる現物出資構成による取引」の会計処理と実務対応報告第41号における「無償交付取引」の会計処理を示す。

付与日および株式発行日における処理が相違しており、この相違に関連して基準諮問会議資料で「会社法上の整理が必要となる」と指摘していると思われる。

図表2 会計処理の対比

	①経産省の手引き	②実務対応報告第41号
報酬債権付与および株式発行日	前払費用／資本金等	処理なし
役務提供（四半期毎）	-	報酬費用／その他資本剰余金
決算期	報酬費用／前払費用	その他資本剰余金／資本金等

※新株発行の場合<sup>13)</sup>の会計処理

### 1. 会計上の処理と会社法上の規程への考察

上記の「いわゆる現物出資構成による取引」については、会社法第199条の第1項により発行する株式について出資財産の価額を定め、会社法第445条第1項にて、払込をしたその価額を資本金とするとある。

「いわゆる現物出資構成による取引」では、労務出資とならないために金銭報酬債権を付与して、当該金銭報酬債権を払い込む方法（経済産業省（2015）、14）としており、金銭報酬債権を払込として解釈している。したがって、基準諮問会議は「サービスを取得する前の株式発行時点において資本金の額が増加する」としているようである。

ストック・オプションについての会社法上の扱いは、以下のとおりである。①払込金額を新株予約権の公正価額と同額に定めた上で、払込期日を定めずに（238条1項5号）、新株予約権を発行し、その行使期間（236条1項4号）の初日の前日までに、払込義務と役員への報酬請求権と相殺する（246条2項）方法 ②払込金額を新株予約権の公正価額よりも低額に定めた上で、払込期日を定めずに、新株予約権を発行し、その行使期間の初日の前日までに、払込義務と役員への報酬請求権と相殺する方法 ③払込を要しないこととして（238条1項2号）、新株予約権を発行する方法の3種類が考えられるとされていた（葉玉2005、327）。

このとおりストック・オプション制度に際して付与される新株予約権の際も現物出資構成と同じく金銭報酬債権を払い込むと会社法上は解釈できることとされているが、会計上では、金銭報酬債権の払込を処理しておらず、労働サービスの提供でもって費用計上をしており、労働サービスの提供により払込としていることになる。すなわち、経済産業省の手引きでは、会社法上の報酬債権の払込を現物出資構成による取引の場合とストック・オプション会計における新株予約権付与の場合の間で相違するものとして、会計処理していることになる。

図表1の表中に下線にて付記したとおり「払込

(又は給付)をした」と明記されており、労働サービスが提供されていない(=払込がされていない)状態では、基準諮問会議が指摘するような「サービスを取得する前の株式発行時点において資本金の額が増加する」というようにはならず、報酬債権に対して株式が発行されたものの、払込はまだまだされておらず、その時点では資本金の額は増加していないと解釈できる。このように解釈すれば、基準諮問会議が指摘するような「いわゆる現物出資構成による取引」と「無償交付取引」との整理の必要性は会社法上の観点からは生じない。

「会社法上の整理が必要」と言うよりも、むしろ経済産業省の手引きが示す会計処理が、ストック・オプション会計との整合性を考慮していない<sup>14)</sup>。

## 2. 経済産業省の会計処理に関する考察

### (1) 公正なる会計慣行との関連

会社法431条「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」とある。江頭(2021, 661)<sup>15)</sup>は、企業会計審議会が公表する「企業会計原則」を始めとする会計基準は、一応それに当たると推定されるしつつも、企業会計審議会が公表する会計基準の内容は基本的事項に限られ、網羅的でないと指摘をしている。また、唯一の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」であると解すべき理由はないとしている<sup>16)</sup>。

経済産業省の手引きに拠っても「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」から乖離することはないと考えるが、実態として、テーマ提案を行ったJICPAが指摘するとおり類似の性質を持つ取引において相違する会計処理が想定されることになる。また、前述のとおり従来のストック・オプション会計と経済産業省の手引きとの整合性も欠くことになっている。

経済産業省が手引きにおいて示した会計処理が作成される途上で、FASFおよびASBJとの連携・調整がどのようにされていたのかについて不明である<sup>17)</sup>。連携・調整がされた上での手引きの公表であれば、その連携・調整の在り方や内容に問題があると言え、また、そもそも連携・調整がされていなかったのであれば、会計基準設定の在り方の体制自体に問題があることになるのではないかと。

今般の経済産業省の手引きのみならず、省庁、自治体、経済団体等が、FASFおよびASBJとの連携・調整なくおのおの独自に会計基準を示すことは可能

であり、その場合、類似する取引に複数の会計処理が可能になる。日本における会計基準の設定主体は、現状では一般的には企業会計基準委員会と思われるが、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」について、制度的齟齬がないよう企業会計基準の設定主体および設定プロセスを明確化、透明化する必要がある。

### (2) 仮に経済産業省の会計処理に拠るとした場合について

仮に経済産業省の手引きによる会計処理をするとした場合、弥永(2017, 55)に拠れば、以下のとおり、付与時に会社法で定めた評価額にて報酬契約に拠る報酬債権・債務を会計上処理していることになる。

(借方) 役員報酬 / (貸方) 役員報酬債務  
 (借方) 役員報酬債務 / (貸方) 資本金等  
 (借方) 前払費用等 / (貸方) 役員報酬  
 相殺表記  
 (借方) 前払費用等 / (貸方) 資本金等

付与者と非付与者間での報酬契約はされているが、実際に労働サービスは提供されておらず、払込がされていない段階で果たして報酬債権と言えるのであろうか<sup>18)</sup>。現物出資構成もストック・オプションに伴う新株予約権の付与も報酬債権があることが前提となっているが、民法623条による雇用契約はあるといえるが、民法624条1項による「ノーワーク・ノーペイの原則」により労務の提供がなければ、賃金請求権が発生しておらず、報酬債権とは言えないと思われる。

ストック・オプション会計の場合は新株予約権付与時において会計処理をしておらず、あくまでも会計処理上は労働サービスの提供を受け、擬制としての資産が形成され、それを費消したという考えになっている。会社法上も報酬債権として考えることに無理があるのではないかと。

付与時において資産計上することについて、野口(2016)が示した米国での処理(未稼働報酬であり、資産ではなく繰延報酬費用として資本の控除項目とする)に準ずることや拙著(2018)にて指摘したストック・オプション会計に準じる処理も想定される。

なお、第44回基準諮問会議において、委員より現物出資構成は労務出資の禁止に触れる可能性があるとの指摘があったが、会社法上禁止されている労務出資に関して、ストック・オプションでは、江頭

図表3 労務出資に関する会社法と会計処理

	会社法	会計処理		
		経済産業省の手引き	実対応報告41号	ストック・オプション会計
現行	労務出資を認めず。	金銭報酬債権を付与して、当該金銭報酬債権を払い込む方法を取り、労務出資を回避している（経産省2015.14）。	労働サービスの提供後費用計上、資本金等および資本金等に振り替わる新株引受権の計上しており、会計上の実態は労務出資を認めている。	労働サービスの提供後費用計上、資本金等に振り替わる新株予約権の計上しており、会計上の実態は労務出資を認めている。
検討1案	労務出資認める。	引き続き報酬債権の払込として処理するか、労務出資として会社法との整合性をとる。	変更なし。	変更なし。
検討2案	労務出資を引き続き認めず変更なし。	ストック・オプション会計に併せ、付与時資産計上しない。	変更なし。	変更なし。

(2021, 476)は「労務出資を認めるに等しいともいえるが、借方金額が費用であり、資産の部に計上されるわけではないから、その会計処理によって会社債権者の利益が害される懸念はない<sup>19)</sup>」と述べている。また「現物型株の報酬につき払込を不要とした場合の会計処理も類似した考え方に基づいている」とも述べている。

江頭は、前述のとおり「借方金額が費用であり、資産の部に計上されるわけではない」と述べており、経済産業省の手引きによる会計処理すなわち付与時に前払費用として資産計上する処理を念頭においていないと思われ、仮に経済産業省の手引きに拠る場合、会社法上、労務出資についての検討が必要となると思われる<sup>20)</sup>。参考として上記の図表3にて、労務出資に関し会社法と会計処理を整理した。

この整理に拠れば、上記「検討2案」に拠り、経済産業省の手引きの会計処理をストック・オプション会計に併せることで手続き上の煩雑さを回避できるとと思われる。

#### Ⅳ. 事後交付型における資本金の金額の論点

以下のとおり、第44回基準諮問会議資料（(1)-2, 4）にて述べられている。「実務対応報告第41号では、無償交付取引の事後交付型について、付与日における株式の公正な評価単価に、失効等の見込みを反映した株式数を乗じて算定することとしている（実務対応報告第41号第6項から第8項）。一方で、いわ

ゆる現物出資構成による取引の事後交付型については、会社法上、払込期日における現物出資財産の価額が増加する資本金の額となるが、金銭報酬債権を付与日における株式の公正な評価単価を基にした価額とした場合、払込期日における株価と相違する可能性があるため、会社法第199条第3項及び第201条の有利発行規制5の対象となる可能性がある」。

経済産業省の手引きでは、現物出資構成による取引の事後交付型については、会計処理が示されておらず、経済産業省の手引きの報酬議案（事後交付・現物出資型）（経済産業省2021, 106）等の例示の金銭報酬額の算定方法において、権利確定後の取締役会の前営業日の株価を使用することが述べられている。

ストック・オプション会計においては、新株予約権付与時には、会計処理をしないが、付与時の時価を報酬単価とし、労働サービスが提供されたときに、簿外で金銭報酬債権を資産と考え瞬時に資産を費消したとして会計処理をする。すなわち、新株予約権付与時から、時間を経過した後に簿外で資産計上し、資産を費消するという考えになっている。

現物出資構成による取引の事後交付型においてもストック・オプション会計と同様の考え方を取れば、付与時に会計処理されない新株予約権に該当する金融商品が付与されていなくても、会社法上の払込みの財産の額の算定において金銭報酬債権の付与時の価額を用い、労働サービスに応じて、ストック・オプション会計での新株予約権勘定に代わるな

んらかの勘定で処理することができ、上記の有利発行の議論等は回避できよう。

そのように考えれば、経済産業省の手引きの報酬議案(事後交付・現物出資型)の例示の金銭報酬額の算定方法(権利確定後の取締役会の前営業日の株価を使用すること)の改訂が必要である。また、現物出資構成による取引の事後交付型において、金銭報酬債権の見返りに定める勘定として会計上定めることも必要であろう。実態としては、株式引受権であるが、役務対価を前提としている会社法上の規定との齟齬があり、会計処理上は相違する勘定科目となろう(次項Vに関連するが、現物出資による取引では株式引受権に該当しないとの法務省の見解の変更が望ましく、その場合は株式引受権という勘定名が使用できよう)。

前述したとおり現物出資構成による取引の事後交付型についての会計処理は経産省の手引きでは示されていない。省庁が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」となることを意図して会計基準を示すのであれば、また、意図がなくとも結果的に企業会計の慣行となることが想定され、少なくとも公表される文書のなかでは整合性のとれる包括的な内容を示すべきではないか。経済産業省の手引きは幾度も改訂をしてきており、現物出資構成による取引の事後交付型の会計処理について包含できる機会があった。

なお、前述したとおり第45回基準諮問会議では実務対応報告41号と同様の会計処理は困難とされおり、基準開発の困難さとして上記の有利発行規制の点のほか次に次の点が指摘されている。事後交付型における払込資本の測定に関して、現物出資構成による取引において増加させる資本金等は、取締役等の報酬額および金銭報酬債権の金額が会社法に基づき各企業において決定されることから、会計基準において払込資本の増加額の算定方法をあらかじめ定めることは困難であるとされている。

この点については、会社法が定めるのは取締役等の報酬額および金銭報酬債権の額であり、資本金等の額を定めたものではない。払込すなわち労働サービスが提供される前に、報酬債権に対して株式が発行されることはなく、加えて取締役等の報酬額および金銭報酬債権の額の決議時で資本金等が決まることもなく、会社法との関係から実務対応報告41号と同様の会計処理ができないとの理由にはならないと考える。

## V. 事後交付型における株式引受権の論点

以下のとおり、第44回基準諮問会議資料((1)-2, 4-5)にて述べられている。「実務対応報告第41号では、無償交付取引の事後交付型について、取締役から取得するサービスに対する費用計上に応じて株式引受権を増加させることとしている(実務対応報告第41号第15項及び第17項)。この点、株式引受権は、会社計算規則第2条第3項第34号<sup>21)</sup>において定義されているとともに、会社計算規則第54条の2<sup>22)</sup>において、会社法第202条の2の規定に基づく取引によって増加することとされており、いわゆる現物出資構成による取引において当該科目が増加するとはされていない<sup>23)</sup>ことから、無償交付取引と同様の会計処理とすることとした場合、会社計算規則の定義及び取扱いとの整理が必要になると考えられる」。

上記IVと関連する論点であり、そもそも会社法改正時の株式引受権を定めた時に、明示的に現物出資構成を除外した理由が明らかでないが、無償交付取引と同様の会計処理とすることとした場合、株式引受権についての会社法上の解釈の変更が必要であり、IVで述べたとおり解釈を変更しないまま同様の会計処理をすると、会計処理上なんらかの科目名を設定する必要がある<sup>24)</sup>。

実務対応報告第41号は現物出資構成を対象としておらず、経産省の手引きでは、事後交付型の会計処理は明示されていない。

第44回基準諮問会議資料((1)-2, 13-14)では、別紙資料として現物出資構成による取引で実務にて行われている事後交付型の処理として2019年5月にJICPAより公表された研究報告(96-97)よりパフォーマンス・シェア・ユニットの会計処理が以下のとおり示されている(一部抜粋)。基準諮問会議の資料では、このJICPAの処理が大半の企業で採用されているとのこと。

### 【JICPAに拠る会計処理】

#### A. 決議日

決議時点では株式等の発行がなく、また、何らかの義務が生じている状況にもなく会計処理なし  
イ. 業績等連動期間中の各期末日

(借方) 株式報酬費用等 / (貸方) 負債

ウ. 業績達成時により金銭債権等を付与し、直ちに現物出資(新株を想定)

(借方) 負債 / (貸方) 金銭債務等



(借方) 金銭債権等 / (貸方) 払込資本  
(借方) 金銭債権等 / (貸方) 金銭債権等 (→混同により消滅)

エ. 業績等不達成により金銭債権等の付与可能性が消滅

(貸方) 負債 / (貸方) 株式報酬費用等

加えて、株式報酬費用等の金額の算定について述べており(第44回基準諮問会議資料((1)-2, 15)、時価(株価)の変動によって費用計上額が変動するとしている。すなわち払込資本も、業務達成による株式数のみならず、算定の基と成る株価の変動の影響も受けることになる。

JICPAの研究報告<sup>97</sup>では、上記のように負債処理理由として「労働等サービスの提供を受ける企業が、事前に定められた条件(業績の達成度合いに連動する株式数の決定方法)に従い、事後的に役員等に金銭債権等を付与し、当該債権の現物出資を受ける。当該金銭債権等は、業績等連動期間の役員に対応する形で事後的に付与されることから、役員からの役員提供に応じて、業績等連動期間にわたり株式報酬費用等及び対応する負債を計上することが考えられる」として述べられている。

また、時価評価する理由について、同報告<sup>98</sup>は、「実務上、我が国におけるパフォーマンス・シェア・ユニットは、会社法上の制約より事後的な金銭債権等の付与とその現物出資という法的形式をとっていることにより、時価(株価)の変動によって費用計上額が変動するということになっている」としている。

しかしながら、現物出資構成でも、決議日にすでに金銭債権が付与されており、将来、金銭債権の払込により付与されるのは株式であり、労働サービスの提供時ごとに金銭債権の一部払込と考えれば、研究報告のように負債とせず、また、時価評価することなく処理できよう。ストック・オプション会計との整合性もあると考える。ただし、上記項目ですでに述べたとおり会社法の解釈の変更を行い、株式引受権を位置付けるか、もしくは、解釈変更をしないのであれば現物出資構成による取引の事後交付型の会計処理においては、新たな勘定名を含め会計基準を設定する必要はある。

## Ⅵ. おわりに

基準諮問会議で提案された、1) 事前交付型における資本金の増加時点、2) 事後交付型における資本金の金額、3) 事後交付型における株式引受権の論点について、各々、考察を行った(参考:図表4)。1)については、経済産業省の手引きをストック・オプション会計と整合性のあるものに改訂することで、株式の付与時の時価を資本金の算定のもととするものの、会計処理では株式の付与時ではなく労働サービスによる払込時点で資本金を認識することになり、論点は解消されると考える。2)、3)については、会社法の解釈では、新株引受権は現物出資構成を想定しておらず、現物出資構成を想定した解釈の変更を行うことが必要であろう。加えて2)については、経済産業省の手引きの報酬議案に資本金の算定方法を改訂することで株価の時期の認識から

図表4 各論点に関する会計処理と会社法上の位置づけ

		会計処理		会社法上の位置づけ	
現物出資構成	事前交付型	経済産業省の手引きによる(付与時前払費用計上)	①	新株引受権に該当しない。資本金の額の算定は会社法上445条の1に拠る(株式発行に際した払込、給付の財産の額)とされている。	ア
	事後交付型	会計基準なし。経済産業省の手引きでは資本金の算定のもととなる株価は払込期日をベースに規定しており、株価変動が前提。実務ではJICPAの研究報告(契約時に負債計上、資本金の算定は株価変動が前提)を使用。	②	新株引受権に該当しない。資本金の額の算定は会社法上445条の1に拠る(株式発行に際した払込、給付の財産の額)とされている。	イ
無償	事前交付型	実務対応報告第41号	③	定めあり。取締役報酬では金銭払込、財産給付を要しない。	ウ
	事後交付型	実務対応報告第41号	④	定めあり。取締役報酬では金銭払込、財産給付を要しない。加えて株式引受権を設定。	エ

※前述したとおり第44回基準諮問会議において、以下の3つの論点、1) 事前交付型における資本金の増加時点、2) 事後交付型における資本金の金額、3) 事後交付型における株式引受権が挙げられており、各論点について、会計処理および会社法上の位置づけを整理した。論点1)は①と③、論点2)は②と④とイ、論点3)は②と④とイとエに関する議論。

派生すると指摘される有利発行の論点が解消されると考えられる。3)については、会社法の解釈を変更しないままだと、JICPAの研究報告と実務対応報告第41号およびストック・オプション会計との整合性をとることを含め会計基準を設定する必要があると考える。

このように現物出資構成（事前交付型・事後交付型ともに）による取引に関して、経済産業省の手引きの改訂もしくは改廃、事後交付型に関しては、会社法の解釈の変更、現行のJICPAの研究報告の見直しを含め、現物出資構成の会計基準の設定が必要となろう。さらに、基準諮問会議が指摘するように、今後、インセンティブ報酬会計の包括的・体系的な会計基準設定が望ましい。しかしながら、包括的・体系的な会計基準設定を考える際により問題と考えるのは、本稿で述べた会計基準の設定を巡る経緯・体制である。

現物出資構成による取引における問題は、基準諮問会議資料では、「会社法上の整理が必要となる」とあるが、むしろ会計処理の問題、すなわち、まずは経産省の手引きでの会計処理の問題があると考えられる。手引きが公表された段階では、すでにストック・オプション会計が開示されており、特に現物出資構成による事前交付型の会計処理とストック・オプション会計との整合性をとることなく、公表された点に疑問が残る。

また、経済産業省の手引きは、改訂の際に見直す機会は幾度もあったにも関わらず、現物出資構成による事後交付型についての具体的な会計処理を示しておらず、まったく不可解である<sup>25)</sup>。

次にASBJにおいても、実務対応報告第41号において現物出資構成を対象としなかった理由が明確にされていない。手引きの公表をした経済産業省とFASFの所管官庁である金融庁との省庁間調整の経緯等も明らかにされていない。さらに、会社法改正においては、新株引受権について現物出資構成を対象としておらず、その理由も定かではなく、省庁間の調整の過程も明らかにされていない。

JICPAの研究会においては、現物出資構成による取引で実務にて行われている事後交付型の処理にて、株式報酬費用に対応して負債処理をし、かつ、付与日の株価ではなく時価処理をしており、ストック・オプション会計の考え方と乖離をしている。

会社法改正、経産省による手引き、FASF、ASBJに拠る会計基準設定、JICPAの活動など複数の当事

者間の連携・調整が不十分であったのではないかと。今後、インセンティブ報酬についての会計処理を体系的なものにしようとするのなら、まずはこれまで連携・調整が不十分であった理由を明確にし、主体となる機関を定め対応を考える必要がある。

## 注

- 1) 本稿が対象とする議論は、2022年12月初旬までに開催された財務会計基準機構の基準諮問会議および企業会計基準委員会でのものである。本稿において示す私見は、それまでの議論に拠るものである。なお、本稿は追手門学院大学経営学部ディスカッションペーパー（2022年5月）の内容に加筆・修正を加えたものである。
- 2) 企業会計基準委員会（以下、ASBJ）において企業会計基準等ができるまでの審議テーマの決定について以下のとおり記載されている。「FASFに設置されている基準諮問会議は、ASBJの審議テーマ、優先順位等、委員会の審議・運営に関する事項について審議し、その審議状況等についてFASFの理事会に報告することになっています。諮問会議は、理事会に報告するもののうち、重要性又は緊急性の高いものについてASBJに提言することになっています。ASBJは、基準諮問会議から審議テーマ又は優先順位等についての提言を受けた場合、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定することになっています。ASBJが基準諮問会議に対し、審議テーマについての検討を要請することもできます。また、緊急性がある等の場合、ASBJの審議において審議テーマを決定することもできます」（<https://www.asb.or.jp/jp/fasf-asbj/process.html>）
- 3) 実務対応報告第41号および同号本実務対応報告に関して公開草案「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」が公表されており、これらについて論じたものとして秋葉（2020）、野口（2020）、山田（2020, 2022）、拙著（2021, 2022）。
- 4) 「改正会社法施行後、2021年9月15日までの適時開示情報からは、会社法第202条の2に基づく取締役等への無償交付方式を採用した会社は約13社程度であるのに対し、現物出資方式を採用している旨の記載は800社超で見られる」とある（第43回基準諮問会議資料（(1)-2））。
- 5) JICPAが2019年5月に公表した会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」（以下、研究報告）においてインセンティブ報酬の一般的なスキームに係る会計上の取扱いを検討し、一部のスキームについては会計基準等の開発も今後の課題としていたことも提案に関して述べるなかで挙げられている。
- 6) 具体的には以下の3つの実務対応報告が挙げられている。実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」

「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関して

- (2015年3月26日公表)、実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(2018年1月12日公表)、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(2021年1月28日公表)。
- 7) 脚注4。
- 8) 第43回基準諮問会議資料((1)-2, 3-4)において以下のように記されている。基準諮問会議の運営に関する要領第5条第2項では、新規テーマについて会計基準レベルと実務対応レベルに区分することとされており、(1)会計基準レベルのテーマ：市場関係者に与える影響が大きいと想定されるもので、例えば新たな原則を定めるもの、既存の原則を改正するもの等(2)実務対応レベルのテーマ：適時な対応が必要とされるもので、例えば既存の会計基準等の解釈、新しい取引や金融商品に対する当面の取扱い等とある。
- 9) 各区分に関して、以下の記述(拙者に要約)がされている。(2)我が国において、株価に連動して金銭報酬の金額が算定される報酬取引についての取扱いを定めた会計基準はない。一方でIFRS2号においては定められている。会計基準等の定めのない領域であり、株式報酬についての基本的な考え方の整理が必要であり、会計基準レベルのテーマとするとしている。加えて、株式連動型金銭報酬の導入をしている企業は限られ、市場関係者に与える影響は限定的とも述べている。(3)我が国において、株式報酬取引全般について定めた会計基準等はない。また、インセンティブ報酬のうち株式に基づかない報酬に定めた会計基準等もない。本テーマは、既存の会計基準等を含めたより広い範囲での原則を定めるものであり、会計基準レベルのテーマとするとしている。
- 10) 実務対応専門委員会の目的は「我が国の会計基準において、既存の会計基準の解釈や新たな取引等の実務対応レベルの論点について検討を行うことを目的としている。また、基準諮問会議の依頼を受けて実務対応レベルのテーマ提言に関する評価を行うことを目的としている」とある(財務会計基準機構[https://www.asb.or.jp/jp/fasf-asbj/list/technical\\_committees/emerging\\_practical.html](https://www.asb.or.jp/jp/fasf-asbj/list/technical_committees/emerging_practical.html))。
- 11) 経済産業省のホームページにおいて、手引き公表の背景が以下のとおり述べられている。「我が国企業が収益力(「稼ぐ力」)や中長期的な企業価値の向上に向け、迅速かつ果敢な意思決定を行えるよう、企業のコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。こうした取組のひとつとして、中長期的な企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため」公表したとある。なお、当初は別の表題「「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)の導入等の手引～」として2016年4月に作成・公表され、同年6月に更新され、以降、現在の表題になり、2017年4月、9月、2019年3月、5月、2020年9月と改訂され、直近では、2021年3月の改正会社法施行により2021年6月7日に改訂されている。
- 12) 下線は拙者が付記した。
- 13) 新株発行の場合を想定する。自己株式の処分による取引もあるが、本節の論点上の差異はなく、略した。
- 14) 経済産業省が示した会計処理について、拙書(2018)において、ストック・オプション会計との整合性より見直すべきとの指摘をしている。ストック・オプション会計に準じて、株式付与時は仕訳なく、役務提供時に「(借) 株式報酬費用 / (貸) 資本金等」の仕訳を行う。詳しくは拙著。
- 15) 江頭は、弥永(2013, 988)等に拠っている。
- 16) 居林(2006, 52-53)では、一般に公正妥当と認められるものを列挙し、その中で「各業種を所管する省庁の定める会計に関する省令・通達」を挙げている。加えて、各種経済団体や会計研究学会、私法学会等の学会で公認された会計基準、地方自治体の行政指導で用いられた会計基準も含んでいる。なお、江頭(2021, 662)は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を最終的に決定するのは裁判所の役割であるとしている。
- 17) 脚注11のとおり経済産業省の手引きはこれまで改訂を重ねているが、当初公表されたのは2016年4月であり、手引きのQ&Aにおいて会計処理が示されたのが初出であり、その会計処理の監修に大手監査法人所属の1名の公認会計士が協力したとある(経済産業省2016, 53)。そして手引きで示された株式報酬の考え方は、2015年7月公表コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会(コーポレート・ガバナンスに関する諸論点について議論を行う経済産業政策局長の私的研究会)にて整理されている。なお、同研究会の委員に金融庁所管のFASFおよびASBJの代表者や会計学者は含まれていない(経済産業省2016, 10)。
- 18) 弥永(2017, 50-56)は「将来の期間の取締役に役務提供に対応する報酬債権が確定した無条件の債権であるといえるのか」と将来の職務執行の対価である報酬等の内容を定める株主総会決議の妥当性を問い、「もしそうだとするとそのような報酬債権を付与すること自体が会社法上許容されるのか」と現物出資適格としての財産に疑義を呈している。
- 19) 江頭が拠るのは江頭自著(2011, 274-276)。
- 20) 山田(2022)は、江頭(2021)、久保田(2019)等により労務出資の観点から無償交付取引について論じている。
- 21) 引用元にはない脚注であり、拙者加筆。「株式引受権：取締役又は執行役がその職務の執行として株式会社に対して提供した役務の対価として当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利(新株予約権を除く。)をいう」
- 22) 引用元にはない脚注であり、拙者加筆。「取締役等が株式会社に対し法第二百二条の二第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該

募集株式を対価とする役務を提供した場合には、当該役務の公正な評価額を、増加すべき株式引受権の額とする」

- 23) 同資料の脚注において「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」第3の2①では、法務省の考え方として(略)いわゆる現物出資構成をとる場合には、取締役又は執行役が株式会社に対して提供した役務の対価として受領するのは金銭債権であることから、株式引受権の定義(同令第2条第3項第34号)に当てはまらないことは明らかである」と現物出資による取引では新株引受権に該当しないとの法務省の見解が示されている。
- 24) 株式引受権の会計処理について、秋葉(2020)、野口(2020)、山田(2022)が論じている。
- 25) 手引きの検討を行った経産省に置かれた研究会の委員として会社法の学者、弁護士がいるが、会計学の学者、会計実務の専門家は見当たらない。委員の人選について十分であったかどうかと考える。

## 参考文献

- 秋葉賢一(2020)「株式報酬における権利不確定の失効等—実務対応報告公開草案第60号1—」『週刊経営財務』3479, 32-35頁。
- 居林次雄(2006)「会社法431条および614条の「公正妥当な企業会計慣行に従うものとする」規定をめぐる諸問題」『帝京法学』24(2), 43-64頁。
- 江頭憲治郎(2011)「ストック・オプションの費用計上と商法」『会社法の基本問題』有斐閣。
- 江頭憲治郎(2021)『株式会社法第8版』有斐閣。
- 企業会計基準委員会(2005)『企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」』。
- 企業会計基準委員会(2006)『企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(最終改正平成18年8月11日)」』。
- 企業会計基準委員会(2021)『実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」』。
- 企業会計基準委員会(2021)『企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(最終改正最終改正2021年1月28日)」』。
- 久保田安彦(2020)「令和元年会社法改正と取締役の報酬等規制」『令和元年改正会社法1—立案担当者・研究者による解説と実務対応—別冊商事法務454』, 134-144頁。
- 経済産業省(2016)「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)の導入等の手引～』。
- 経済産業省(2021)「『攻めの経営』を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—(2021年6月時点版)」。
- 日本公認会計士協会(2019)『会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」』。
- 葉玉匡美(2005)『新・会社法 100問』ダイヤモンド社。
- 野口晃弘(2004)『条件付新株発行の会計』白桃書房。
- 野口晃弘(2013)「株式報酬型ストック・オプションの会計」『會計』183(6), 704-714頁。
- 野口晃弘(2016)「特定譲渡制限付株式の会計問題」第16回現代資本会計研究会, 1-2頁。
- 野口晃弘(2020)「株式引受権の会計」第24回現代資本会計研究会, 1-13頁。
- 藻利衣恵(2017)「株式報酬費用の未消費分に関する会計処理・再考」『會計プロGRESS』18, 33-48頁。
- 藻利衣恵(2020)「株式報酬費用の相手勘定」『ディスクロージャー&IR』15, 63-74頁。
- 藻利衣恵(2022)「株式報酬費用の期間配分」『高崎経済大学論集』64(3), 89-114頁。
- 森川八州男(2002)「新会計基準における「資本の部」の分類の特質」『企業会計』54(7), 18-26頁。
- 弥永真生(2013)『会計基準と法』中央経済社。
- 弥永真生(2017)「Lawの論点 リストラクテッド・ストックの法的陥穽」『ビジネス法務』(17)4, 50-56頁。
- 山下克之(2018)「特定譲渡制限付株式の会計処理」『産業経理』78(1), 54-65頁。
- 山下克之(2021)「実務対応報告第41号」第25回現代資本会計研究会, 1-16頁。
- 山下克之(2022)「実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」について」『追手門経営論集』28(1), 71-90頁。
- 山田純平(2020)「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引」第24回現代資本会計研究会, 1-24頁。
- 山田純平(2022)「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引について」『明治学院大学経済研究』163, 63-70頁。
- International Accounting Standards Board(2013), *IFRS 2 (Revised 2013) Share-based Payment*.